

議案第 38 号

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「常時勤務会計年度任用職員」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された会計年度任用職員をいう。

2 この条例において「短時間勤務会計年度任用職員」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により採用された会計年度任用職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例による給与とは、常時勤務会計年度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、短時間勤務会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払うものとする。ただし、会計年度任用職員からの申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和32年日出町条例第10号。以下「給与条例」という。)第3条の2の規定は、会計年度任用職員に支給する給与について準用する。

(常時勤務会計年度任用職員の給料)

第5条 常時勤務会計年度任用職員の給料は、給与条例別表第1の行政職給料表によるものとする。

2 前項の給料表は、全ての常時勤務会計年度任用職員に適用するものとする。

(常時勤務会計年度任用職員の職務の級)

第6条 常時勤務会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に掲げる等級別基準職務表によるものとする。

2 常時勤務会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者が決定する。

(常時勤務会計年度任用職員の号給)

第7条 新たに常時勤務会計年度任用職員となった者の号給は、別表第2に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める最高号給を超えない範囲内で規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(常時勤務会計年度任用職員の給料の支給)

第8条 常時勤務会計年度任用職員の給料は、月の1日から末日までを計算期

間とし、規則で定める期日に支給する。

2 給与条例第9条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(常時勤務会計年度任用職員の通勤手当)

第9条 給与条例第15条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。

(常時勤務会計年度任用職員の給料の減額)

第10条 常時勤務会計年度任用職員が勤務しないときは、当該常時勤務会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第15条において準用する給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(常時勤務会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 給与条例第17条第1項及び第3項から第5項までの規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられ

た常時勤務会計年度任用職員」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた」とあるのは「あらかじめ当該常時勤務会計年度任用職員について割り振られた」と、同条第4項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた週休日」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「常時勤務会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と読み替えるものとする。

(常時勤務会計年度任用職員の休日勤務手当)

第12条 給与条例第18条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められている常時勤務会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が当該常時勤務会計年度任用職員について定められた週休日」と、「正規の勤務時間」とあるのは、「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第20条」とあるのは「第15条において準用する給与条例第20条」と読み替えるものとする。

(常時勤務会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第13条 給与条例第19条の規定は、常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該常時勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「次条」とあるのは「第15条において準用する給与条例第20条」と読み替えるものとする。

(常時勤務会計年度任用職員の給与の端数処理)

第14条 第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条において準用する給与条例第17条、第12条において準用する給与条例第18条及び前条において準用する給与条例第19条の規定により勤務1時間につ

き支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(常時勤務会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第15条 給与条例第20条の規定は、常時勤務会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額について準用する。

(常時勤務会計年度任用職員の期末手当)

第16条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の130を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たない常時勤務会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次項及び第27条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該常時勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に常時勤務会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務会計年度任用職員とみなす。

(常時勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第17条 常時勤務会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、職員の特殊勤務手当支給条例（昭和39年日出町条例第7号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(常時勤務会計年度任用職員の退職手当)

第18条 常時勤務会計年度任用職員の退職手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、大分県退職手当組合退職手当支給条例(昭和37年大分県退職手当組合条例第1号)の定めるところによる。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬)

第19条 短時間勤務会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務態様に応じて任命権者が決定する。

2 月額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

3 日額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

4 時間額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する短時間勤務会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第5条から第7条までの規定を準用して得た額とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給)

第20条 短時間勤務会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 給与条例第9条の規定は、短時間勤務会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の減額)

第21条 短時間勤務会計年度任用職員が当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給休暇が与えられた場合その他その勤務をしないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、月額により報酬を定められている者にあつては第26条第1号、日額により報酬を定められている者にあつては同条第2号にそれぞれ定める勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(短時間勤務会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、短時間勤務会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る

報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務(正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について45時間を超えた場合におけるその45時間を超えてした勤務に限る。)

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、短時間勤務会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1月について60時間を超えた短時間勤務会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を報酬として支給する。

(短時間勤務会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第23条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲

内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた短時間勤務会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(短時間勤務会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第25条 第21条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第21条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が別に定める日の勤務時間数を差し引いた時間数で除して得た額

- (2) 日額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額を当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

- (3) 時間額による報酬 第19条第4項の規定により計算して得た額

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第27条 給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6

月以上の短時間勤務会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の130を超えない範囲内で規則で定める割合」と、給与条例第22条第4項中「その基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「その基準日（退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

（短時間勤務会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第28条 特殊勤務手当条例第3条から第10条までに規定する勤務に従事した短時間勤務会計年度任用職員に対して、特殊勤務手当条例の例により特殊勤務に係る報酬を支給する。

（町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第29条 第3条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（短時間勤務会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第30条 短時間勤務会計年度任用職員には、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償は、給与条例第15条の規定により支給する通勤手当の例による。この場合において、同条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「短時間勤務会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の職務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 短時間勤務会計年度任用職員が職務のための旅行したときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償は、職員等の旅費に関する条例（昭和59年日出町条例第6号）の適用を受ける職員の旅費の例による。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和32年日出町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第26条及び附則第2項に規定する職員以外の全て」を「、全て」に改める。

第17条第3項中「同条例第3条第2項若しくは第3項」を「勤務時間条例第3条第2項」に改める。

第19条中「第20条」を「次条」に改める。

第26条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第26条 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

(職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当支給条例(昭和39年日出町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条」の次に「及び日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年日出町条例第 号)第17条」を、「による職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員を含む。以下同じ。)」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和40年日出町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上」を「、1日以上」に、「給料」を「について給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年日出町条例第 号)第19条第1項の報酬をいう。以下同じ。)の月額(日額又は時間額の報酬を受ける職員にあつては、日額又は時間額))」に改める。

(日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年日出町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、給料」を「給料」に、「とする」を「とし、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は報酬及び期末手当とする」に改める。

第23条の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第4条、第6条、第7条、第13条、第13条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

4 第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、任期が6月未満のもの(管理者が定めるものを除く。)その他管理者が定めるものには適用しない。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和56年日出町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、報酬」を加える。

第14条の3の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第4条、第6条、第12条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

2 第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、任期が6月未満のもの(任命権者が定めるものを除く。)その他任命権者が定めるものには適用しない。

(日出町職員の共済制度に関する条例の一部改正)

第7条 日出町職員の共済制度に関する条例(昭和59年日出町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「条例で」を「条例において」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「大分県町村職員退職手当組合」を「大分県退職手当組合」に、「いる者」を「いる者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任期付職員は、この限りでない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年日出町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第19条中「同条例」を「給与条例」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第16条」とあるのは「日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年日出町条例第 号）第21条」と、「給与条例第20条」とあるのは「同条例第26条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」とする。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「給与条例第16条」とあるのは「日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年日出町条例第 号）第10条」と、「給与条例第20条」とあるのは「同条例第15条において準用する給与条例第20条」とする。

別表第1 等級別基準職務表（第6条関係）

| 職 種 | 職務の級 | 基準となる職務 |
|--|------|---------------------------|
| 1 保健師、助産師、看護師その他の常時勤務会計年度任用職員で規則で定めるもの | 2 級 | 1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務 |
| 2 前記以外の職 | 1 級 | 定型的又は補助的な業務を行う職務 |

別表第2 常時勤務会計年度任用職員最高号給表（第7条関係）

| 職 種 | 最高号給 |
|--|-------------------------------|
| 1 保健師、助産師、看護師その他の常時勤務会計年度任用職員で規則で定めるもの | 給与条例別表第1行政職給料表に定める2級50号 |
| 2 前記以外の職 | 給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号級 |